

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法
の一部を改正する法律（案）

規制の名称：電気通信業務の休止及び廃止の際の周知に関する届出義務

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 事業政策課

評価実施時期：平成30年 3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

近年、電気通信設備の老朽化等を背景に、電気通信事業者において国民に幅広く利用されている電気通信サービスを終了し、又は終了することを予定している。そうした中、情報通信技術の進展等により、電気通信サービスが高度化・多様化・複雑化し、高齢者を含めて電気通信サービスの利用者層が広がり、利用者と電気通信事業者との情報の非対称性が拡大していることから、利用者が、サービス終了までの限られた期間に、移行先の選択肢となり得るサービス（以下「移行先サービス」という。）の内容等を把握・理解した上で選択することは容易でなく、サービス利用の空白が生じるおそれが高まっている。

他方、現行制度において電気通信事業者が電気通信サービスを終了する場合は事後届出を行うこととなっており、電気通信事業者による周知の取組が適切かつ十分でないときに、行政が事前にその事実を把握し、その電気通信事業者に対応を促すことは困難である。

今後、固定電話網のIP網への移行（2025年1月頃を予定）等に伴い、様々な電気通信サービスの終了が予定されている中、このような状況に対処するための規制をせず、電気通信事業者による利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務が休廃止されるにもかかわらず、利用者への事前の周知が十分に行われない状況をベースラインとする。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

固定電話網が IP 網に移行するなど情報通信技術の進展等により、電気通信サービスが高度化・多様化・複雑化するとともに利用者層が広がり、利用者と電気通信事業者との情報の非対称性が拡大する中で、休廃止する電気通信サービスについて電気通信事業者による周知が適切かつ十分でない可能性があることが課題であり、現行の事後届出制においては、行政が電気通信サービスの休廃止前に電気通信事業者による周知の取組状況を確認し、必要に応じて電気通信事業者に適切な対応を促すことができないことがその発生原因である。

【規制の内容】

現行制度において、電気通信事業者が電気通信サービスの休廃止に当たり、義務付けられている利用者に対する周知の内容に関し、行政が、あらかじめその情報を確実に得られるようにするために事前届出制を新たに導入する必要がある。

なお、「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成 29 年 9 月情報通信審議会答申)において、電気通信事業者による利用者利益の保護に関する取組状況をあらかじめ総務大臣が確認するなど、電気通信サービスの終了に向けた適切な取組を確保するためのルールを導入について、制度的担保を含め検討することが必要である旨が示されている。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(遵守費用について)

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止について定められた様式により事前に届け出る制度であり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。

(行政費用について)

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止について定められた様式により事前に届け出る制度であり、新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものでないため、該当せず)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止の際の事前届出制度が導入された場合には、総務大臣が当該休廃止の周知事項をあらかじめ取得し、電気通信事業者に対する是正措置を必要に応じて講ずることが可能となり、各電気通信事業者における利用者への周知が適切かつ十分に行われることが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(金銭価値化が可能でないため、該当せず)

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものでないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止の際の事前届出制度が導入されることにより、各電気通信事業者における利用者への周知が適切かつ十分に行われ、サービス利用の空白が生じず、利用者の利益が保護されることとなる。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、新たに発生する追加的な遵守費用及び行政費用は限定的であると考えられる一方で、本件規制が導入された場合には、各電気通信事業者による周知が適切かつ十分に行われることとなる。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回っており、本件規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

電気通信業務の休廃止に係る周知の状況を電気通信事業法上の報告徴求において把握することも考えられるが、一定期間ごとに当該休廃止の有無にかかわらず全電気通信事業者に対して報告義務を課すこととなるとともに、定期的に報告徴求を行うことでその都度遵守費用及び行政費用が発生することとなり、本件規制と比較して、得られる便益は同じである一方、費用は増大することになるため、この代替案を採ることは適切ではない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「固定電話網の円滑な移行の在り方」（平成 29 年 9 月情報通信審議会答申）において制度改正が必要とされた事項を踏まえ、今回の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

各電気通信事業者による電気通信業務の休廃止に係る周知の実施状況を確認する。